

技能職員等の給与に関する規則及び岩手県就学指導委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県教育委員会

委員長 安藤 厚

岩手県教育委員会規則第 7 号

技能職員等の給与に関する規則及び岩手県就学指導委員会規則の一部を改正する規則

(技能職員等の給与に関する規則の一部改正)

第 1 条 技能職員等の給与に関する規則 (昭和32年岩手県教育委員会規則第13号) の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(早出勤務手当) 第 3 条 [略] 2 早出勤務手当は、盛岡農業高等学校、 <u>盲学校、^{ろう}聾学校</u> <u>又は養護学校</u> に勤務するボイラー技士又は調理員が、午 前 6 時以前に始業する業務に従事したときに、支給する。 3・4 [略]	(早出勤務手当) 第 3 条 [略] 2 早出勤務手当は、盛岡農業高等学校 <u>又は特別支援学校</u> に勤務するボイラー技士又は調理員が、午前 6 時以前に 始業する業務に従事したときに、支給する。 3・4 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(岩手県就学指導委員会規則の一部改正)

第 2 条 岩手県就学指導委員会規則 (昭和50年岩手県教育委員会規則第 5 号) の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(設置) 第 1 条 県立の <u>盲学校、^{ろう}聾学校</u> 及び <u>養護学校</u> における教育 内容等並びに障害のある児童、生徒等の適切な就学につ いて調査審議、助言等を行うため、岩手県就学指導委員 会 (以下「委員会」という。)を置く。 (所掌事項) 第 2 条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。 (1) 県立の <u>盲学校、^{ろう}聾学校</u> 及び <u>養護学校</u> における教育 内容等について調査審議すること。 (2) [略] (3) 県立の <u>盲学校、^{ろう}聾学校</u> 又は <u>養護学校</u> に在学する児 童、生徒のうち、当該学校で障害の程度を判断するこ とが困難なものの就学すべき学校の決定に関すること。 (4) [略]	(設置) 第 1 条 県立の <u>特別支援学校</u> における教育内容等及び障害 のある児童、生徒等の適切な就学について調査審議、助 言等を行うため、岩手県就学指導委員会 (以下「委員会」 という。)を置く。 (所掌事項) 第 2 条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。 (1) 県立の <u>特別支援学校</u> における教育内容等について 調査審議すること。 (2) [略] (3) 県立の <u>特別支援学校</u> に在学する児童、生徒のうち、 当該学校で障害の程度を判断することが困難なもの の就学すべき学校の決定に関すること。 (4) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。